

災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と、泉佐野市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、泉佐野市域において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の処理の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「泉佐野市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理等を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合は乙に要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の業務に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 必要な人材・資機材の提供
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（経費の負担）

第4条 第3条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他協力に要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び災害発生の直前における一般廃棄物の収集運搬手数料等その他の市場の適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請にあたっては、災害時等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

（協力可能な資機材等の報告）

第7条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能台数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理の実施）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること

（情報の提供）

第9条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に市域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、協力義務を行う場合に於いて知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月16日

甲 泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大耕

乙 泉佐野市清掃事業協同組合

組合長 泉佐野市日根野5917-1
株式会社 興和
代表取締役 田中 武雄

組合員 泉佐野市長滝1676-1
株式会社 泉野興業
代表取締役 奥野 昭

組合員 泉佐野市大西1丁目12-19
株式会社 瓦谷衛生社
代表取締役 瓦谷

組合員 泉佐野市中町3丁目2-17
有限会社 高良
代表取締役 青山

組合員 泉佐野市市場東1丁目85
株式会社 子子子
代表取締役

組合員 泉佐野市長滝3329-1
株式会社 藤井
代表取締役

災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と、泉佐野清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、泉佐野市域において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の処理の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「泉佐野市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理等を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合は乙に要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の業務に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 必要な人材・資機材の提供
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（経費の負担）

第4条 第3条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他協力に要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生における災害救助法（昭和29年法律第118号）の基準額及び災害発生の直前における一般廃棄物の収集運搬手数料等その他の市場の適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請にあたっては、災害時等協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

（協力可能な資機材等の報告）

第7条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能台数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理の実施）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び円滑化に配慮し、その分別に努めること

（情報の提供）

第9条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に地域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、協力業務を行う場合に於いて知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月16日

甲 泉佐野市瑞東1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大勢

乙 泉佐野市南中松1579
泉佐野市南中松1579
代表理事 木村

組合員 泉佐野市南中松1579
泉佐野市南中松1579
代表理事 木村

災害時相互応援に関する協定書

兵庫県篠山市と大阪府泉佐野市は、大規模な災害時における災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市(以下「要請市」という)が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市(以下「応援市」という)が要請市の要請を受けて要請する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧活動に必要な職員の出遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の市長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合には、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合には、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の市長は、自らの業務に支障のない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援市の市長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに被災市の長に連絡するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に必要な経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは業務に妨げられ、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への任途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成29年12月27日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月27日

兵庫県篠山市長

酒井隆明

大阪府泉佐野市長

千代松大伸

災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定書

栗佐野市（以下「甲」という。）と、株式会社ダストトライ（以下「乙」という。）は、栗佐野市域において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の処理の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「栗佐野市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理等を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合は乙に要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の業務に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 必要な人材・資機材の提供
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（経費の負担）

第4条 第3条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他協力に要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び災害発生の際前における一般廃棄物の収集運搬手数料等その他市場の適正な価格を基準に、甲乙協定のうえ決定するものとする。

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請にあたっては、災害時等協力要請書（協定書第1号、以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（協定書第2号、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

（協力可能な資機材等の報告）

第7条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能台数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理の実施）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

第9条 乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び資源最大化に配慮し、その分別に努めること

（情報の提供）

第9条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に地域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

第10条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、協力業務を行う場合に於いて知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 泉佐野市揚東1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大

乙 泉佐野市日根野立267番地
株式会社ダンス
代表者 代表者 雅徳

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 アムリタ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市

社会福祉法人 アムリタ

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本荘目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び緊急が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

大阪府泉佐野市長港842番地1

社会福祉法人アムリタ

理事長 中村 薫

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の甲出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕



乙 大阪府泉佐野市泉ヶ丘4丁目4番88号

社福社法人 泉ヶ丘福祉会

理事長 赤井和枝



災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和泉の国（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができ、

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市

社会福祉法人 和泉の国

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表の上おりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その制度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲

泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大輔



乙

大阪府泉佐野市中庄1310番地
社団法人 和泉の国
理事長 貝戸喜廣



災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 いちよりの森（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市

社会福祉法人 いちよりの森

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙

大阪府泉佐野市日根野3532番地

社会福祉法人 いちよの森

理事長 近藤寛治

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 犬鳴山（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに必要事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができ、

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市

社会福祉法人 犬鳴山

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるように配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙

泉佐野市土丸388番地
社会福祉法人 犬鳴山
理事長 東條 仁 哲

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 幸楽会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 幸楽会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期開設への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期開設に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、遅やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、

甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲

泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙

大阪府泉佐野市東羽倉崎79番14号
社会福祉法人 幸栄会
理事長 田中正清

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 水平会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市
社会福祉法人 水平会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松大輔

乙 大阪府泉佐野市下瓦屋221-1

社会福祉法人 水平会
理事長 山中辰也

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 杉の子会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 杉の子会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、

甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市揚真1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

泉佐野市鶴原1787

社会福祉法人杉の子
理事長 杉岡繁



災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清光会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 清光会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるように配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の8



泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

大阪府泉佐野市大木2247-1

社会福祉法人清光会

理事長 田端 蓉 富



災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 常茂恵会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市

社会福祉法人 常茂恵会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

大阪府泉佐野市長池3672番地
社会福祉法人 常 茂 急 会
理事長 中西 啓 泰

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 優和会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 優和会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期開鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期開鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

〒588-0073 大阪府泉佐野市南島ケ丘1-703809号

社会福祉法人 健和会

理事長 坂本吉史

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 来友会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 来友会

(開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

大阪府泉佐野市春日町2番
社会福祉法人 来友
理事長 西 座

災害廃棄物の処理等に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市域における災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 最新の大阪府災害廃棄物処理計画において対象とする災害廃棄物（し尿を除く。）をいう。
- (3) 処理 撤去、収集、運搬、分別及び処分をいう。

(協力体制)

第3条 甲と乙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について、今後協議を進め、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理が図られるように、平常時からこの会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、速やかに修正報告するものとする。

(連絡担当者)

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

(協力要請)

第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理について協力を要請することができ、

甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書

面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、発災後、速やかに協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
- (2) 処理・処分量の軽減及び処理期間の短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

2 乙は、前項の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理を行った期間
- (4) 災害廃棄物処理に要した人員、車両及び資機材
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 甲は、この協定に基づき、前条第1項の処理に要した経費について、甲が必要と認められた額を負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第111号）の基準額、災害発生時の直前（平常時）における一般廃棄物の収集運搬手数料、賃金水準その他市場の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理について前条第2項の承認を得た後、甲に対して前2項に規

定する経費の支払いを請求する。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第9条 第7条第1項の処理を行うに際し、乙の会員等の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応することとする。

(補償)

第10条 甲は、この協定により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は心身に障害を有することとなった場合において、災害救助法が適用されるときは大阪府災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年大阪府条例第3号)に定めるところにより補償し、それ以外のときは甲乙協議のうえ、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成31年3月31日までとし、有効期間満了日までに甲又は乙いずれからも書面による申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月28日

甲 泉佐野市場東一丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大輔

乙 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号
公益社団法人大阪府産業院事務所
会長 片淵 昭人

災害時相互応援に関する協定書

愛媛県東温市と大阪府泉佐野市は、大規模な災害時における災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市(以下「要請市」という。)が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市(以下「応援市」という。)が要請市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の高齢復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部署に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合には、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

(3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の種類、人数及び業務内容

答

- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合には、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の長は、自らの業務に支障がない限り、権力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援市の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

愛 媛 県 東 温 市
大 阪 府 泉 佐 野 市

3. 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認められたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の承認に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。
ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成30年8月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 8月 9日

愛媛県東温市見奈良530番地1



愛媛県東温市長

加藤 孝

大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3



大阪府泉佐野市長

千代弘 大輔

災害時における情報提供に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という）、大阪ガス株式会社（以下「乙」という）は、泉佐野市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙から甲に提供される災害時における情報（以下「情報」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 情報の提供対象は、甲の運用するウェブサイトの閲覧者とする。

（情報提供の手段）

第3条 情報は平常時に予め乙から甲にデータ形式で提供する。

2 甲は災害時にこれを甲の運用するウェブサイトに掲載する。この際、乙に掲載可否の確認は必要としない。

（情報の内容）

第4条 乙は甲に「マイコンメーター復帰手順の情報」及び「ガス復旧状況の情報」を提供する。

2 乙は情報の内容が変更された場合、速やかに甲に連絡の上、最新の情報提供を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に及び、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

泉佐野市

大阪ガス株式会社

平成30年 / 2月 6 日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の
泉佐野市
泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府堺市堺区住
2丁目19号
大阪ガス株式
事業部南部分管部
南部分管部長 池内 信司

災害時における宿泊の提供に関する
協定書

災害時における宿泊の提供に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と閑空近隣宿泊事業者ネットワーク（KNAC）（以下「乙」という。）は、大規模災害時における宿泊の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、泉佐野市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が災害対策を実施するに当たり、この委員（以下「委員」という。）が所有する宿泊施設（付属設備及び備品を含む。以下同じ。）を使用するための協力体制について定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要が生じた場合は、乙に対し、委員が所有する宿泊施設における宿泊（宿泊に付随する入浴、食事及び車両の駐車を含む。以下同じ。）の提供を要請することができる。

第3条 前項の規定による要請は、甲が書面を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、電信その他の情報手段により要請することができる。

（協力の要請への対応）

第4条 乙及び委員は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で甲に協力し、被災者や応援自治体・団体職員等の宿泊を受け入れるものとする。

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに調査を行い、次の事項について甲に報告するものとする。

- (1) 委員の連絡先、住所
- (2) 委員の所有する宿泊施設の提供できる室数

（受け入れの方法）

第4条 甲は乙からの報告に基づき、被災者の宿泊先を決定するものとする。

第5条 宿泊の申し込み及び費用の支払いは、甲が行う。その支払額は、災害発生時の直前（平常時）における額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他の協力）

第6条 第2条から第4条で規定する宿泊の提供以外においても、災害の状況に応じて、甲が行う災害対応について、乙は可能な範囲で協力する。

（協力の期間）

第6条 第2条の協力期間は、本市域の被害状況を考慮したうえ、甲乙協議により定めるものとする。

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮しなければならない。

泉佐野市

閑空近隣宿泊事業者ネットワーク（KNAC）

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日
の3か月前の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年延長する
ものとし、その後も同様とする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。ま
た、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のう
え、決定するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を各自の
1通を保有する。

平成31年1月29日

甲

泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市

市長 千代 松 大 耕



乙

泉佐野市高松北1-2-40 GHビル
関西近隣通信事業者ネットワーク (KSNAC)



代表 河原 千晶

災害に係る情報連携等に関する協定

泉佐野市（以下「市」といふ）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」といふ）は、災害に係る情報連携等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」といふ）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、泉佐野市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市が泉佐野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサーバーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 市が、泉佐野市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 市が、泉佐野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 市が、災害発生時の泉佐野市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 市が、泉佐野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 市が、泉佐野市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォームを用いて名簿を作成すること。

2. 市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、市およびヤフーは、両者で面直協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第8条（費用）

前条に基づき市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特定の留保を付さない限り、本協定の目的

を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（掲載先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場台、市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 2月 12日

泉佐野市：大阪府泉佐野市市場東一丁目2番5番地
 泉佐野市
 泉佐野市長 千代松 大耕
 ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番6号
 ヤフー株式会社
 代表取締役 川邊 健太郎

災害時支援協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人泉佐野市シルバー人材センター（以下「乙」という。）とは、災害時における泉佐野市民の救助及び災害復旧の緊急性及び重要性を認識し、災害時に甲の要請を受けて乙が行う必要な支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市内に災害が発生し、甲が乙の支援を必要とする場合に、甲が乙に対して支援を要請すること及びその場合の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。また、乙は甲の実績要請に応えられるよう、日常より会員の拡大及び資機材の整備に努めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(支援の種類)

第3条 支援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧活動に必要な車両等資機材の提供
- (2) 救助及び応急復旧活動に必要な乙の職員又は会員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があつた事項

(連絡担当者)

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に対して通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

(支援要請)

第5条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当者に対して電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

- (2) 第3条第1号に掲げる支援を要請する場合には、車両等資機材の種類、数量等
- (3) 第3条第2号に掲げる支援を要請する場合には、業務内容及び人数
- (4) 支援場所
- (5) 支援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(経費の負担)

第6条 支援に要した経費は、原則として甲の負担とする。

2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(支援の実施)

第7条 甲乙双方は、この協定に基づき相互に協力し、その実効性を高めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

2 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に申出を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び甲の職員並びに乙及び乙の職員・会員は、第3条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書と通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月13日

甲 泉佐野市市場第一丁目29番1号
泉佐野市 泉佐野市長 千代松 大輔

乙 泉佐野市りんくう街道北の番1
公益社団法人泉佐野市シルバー人材センター
理事長 松浪 啓一